

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

鳥取市水道事業管理者
水道局長 武田 行雄

1 工事の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事名 | 加路田橋水管橋上部工事 |
| (2) 工事場所 | 鳥取市徳尾地内 |
| (3) 工事概要 | 新設送水管
ステンレス鋼鋼管 SUS304 400A L=28.9m
(内、伸縮可とう管 L=4.7m、支間長 L=16.4m) |
| (4) 工期 | 契約締結の日から令和 9 年 2 月 2 5 日まで |
| (5) 予定価格 | 事後公表 |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり |
| (7) 支払条件 | ア 令和 7 年度 契約額の 1 1 %に相当する額を超えない額
イ 令和 8 年度 契約額から令和 7 年度に支払う額を差し引いた額 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度鳥取市及び鳥取市水道局が発注する建設工事に係る入札参加資格申請（令和 6 年度鳥取市水道局告示第 2 3 号）に基づく鋼構造物工事（一般）及び水道施設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市水道局入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 2 5 年 4 月 3 0 日制定）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 鋼構造物工事に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (7) 前号に規定する主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の 3 月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

3 入札説明書の交付及び設計書等の閲覧

入札説明書及び設計書等は、鳥取市水道局公式ウェブサイト
(<https://www.water.tottori.tottori.jp/>)に公告の日から令和7年12月3日まで掲載する。

4 入札参加の申込み

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（別紙1）を令和7年12月3日の午後5時までに鳥取市水道局資産管理課契約係宛にファクシミリで送信し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

5 入札（開札）の場所及び日時

- （1）場所 鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局3階会議室
- （2）日時 令和7年12月8日 午後1時30分

6 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告、入札説明書又は設計書等に記載する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第137条の規定により準用する鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領により最低制限価格が設定されている場合は、当該価格より低い入札を行った者は失格とする。

8 その他

- （1）入札保証金 免除
- （2）契約保証金 要
- （3）契約書作成の要否 要（建設工事請負契約書の標準書式による。）
- （4）詳細は、入札説明書による。
- （5）問合せ先 鳥取市水道局資産管理課契約係
電話：0857-33-0209
ファクシミリ：0857-53-7801